

第 5 回
2011 年度 DRP 検討委員会 議事録

日 時： 2011 年 12 月 9 日（金） 9:40～11:20
場 所： JPNIC 会議室

1 議題：

1. 答申案検討
2. その他

2 資料：

- 資料 1 第 4 回 2011 年度 DRP 検討委員会議事録（案）
- 資料 2 gTLD における商標権保護に関して ICANN において施行中、及び検討中の種々の施策を「.jp」に適用することの是非
- 資料 3 諮問事項(2)に対する答申（案）
- 資料 4 ゾーンファイルの公開に関する答申（案）
- 資料 5 日本知的財産仲裁センターからの JP-DRP 手続規則改訂要請について

3 出席者(50音順)(敬称略) :

	氏名	所属
委員長	早川 吉尚	立教大学教授
委員	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
委員	小川 和茂	日本スポーツ仲裁機構 理解推進事業専門職員
委員	島並 良	神戸大学教授
委員	林 いづみ	日本知的財産仲裁センター センター長/ 永代総合法律事務所 弁護士
委員	山内 貴博	長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士
	丸山 直昌	JPNIC 理事 DRP 担当

DRP 検討委員会資料作成専門家チーム：加藤恒也

JPNIC 事務局：前村昌紀、山崎信、高山由香利

※穴戸一樹委員は欠席

4 議事 :

9:40、委員長の早川氏により開会された。

1. gTLDにおける商標権保護に関してICANNにおいて施行中、及び検討中の種々の施策を「.jp」に適用することの是非について(資料2)

資料2「gTLDにおける商標権保護に関してICANNにおいて施行中、及び検討中の種々の施策を「.jp」に適用することの是非」について、以下のとおり議論がなされた。

なお、上記資料2は、第4回2011年度DRP検討委員会において丸山氏より提出された資料5「gTLDにおける商標権保護に関してICANNにおいて施行中、及び検討中の種々の施策を『.jp』に適用することの是非」につき、同委員会における議論を踏まえ、履歴付で修正がなされた資料である。

(1) Trademark Claims について(資料2(2))

■ 「ICANNが予定しているTCは世界中の国の商標を対象としているが、『.jp』のドメイン名登録者は日本に居住する商標権者等であることが多く、ICANNのTCをそのまま使うことは、使い勝手が悪く適切でないと考えられる。」との理由付けについて

- 資料2(2)の「『.jp』のドメイン名登録者は日本に居住する商標権者等であることが多く」との表現について、Trademark Claimsによって利益を得る者はあくまで商標権者であるので、「.jp」のドメイン名登録者が日本に居住する者であるかどうかは問題ではないように思う。Trademark Claimsによって恩恵を受ける者、すなわち、当該ドメイン名登録申請に対して異議申立を行おうとする者が日本に居住する商標権者等であることが多いことを端的に指摘すべきである。
- そうすると、上記表現につき、「『.jp』のドメイン名登録に関して異議申立を行う可能性のある者は日本に居住する商標権者等であることが多く」と修正すればよいか。
- そのような表現で(Trademark Claimsを「.jp」に導入しない)理由として適切だろうか。

- 確かに、Trademark Claims を導入したほうが有益であるという企業も存在するだろう。しかし、上記理由付けは、そのような企業を念頭に置いているのではなく、あくまで理由付けの一つとして、Trademark Claims を「.jp」に導入することによって「膨大な無駄が生じてしまう」ことを問題にしているのである。すなわち、日本の「.jp」にしか利害関係がない商標権者が、世界中で当該商標と完全一致するドメイン名が申請される度に Trademark Claims によって通知を受けてしまうという無駄が生じることが、Trademark Claims を「.jp」に導入しない理由の一つとして指摘できるのではないかということである。
 - そうすると、ここで問題とすべきであるのは、「.jp」のドメイン名登録に関して「異議申立を行う可能性のある者」というより、「『.jp』のドメイン名登録に利害関係を有する者」であると思われる。
 - 以上の議論を踏まえると、「『.jp』のドメイン名登録に利害関係を有する者は日本に居住する商標権者等であることが多く、世界中の国の商標を対象とする ICANN の TC をそのまま使うことは、適切でないと考えられる。」との表現が、Trademark Claims を「.jp」に導入しない理由付けの一つとして適切な表現であると考えられる。
- 「Trademark Claimsは本来、新規に運用を開始するgTLD¹を想定しているところ、『.jp』は既に運用を開始しており、Trademark Claims採用後の登録者のみが当該サービスを受けられることになり、既存のJPドメイン名登録者との間で不公平感が出る。」との理由付けについて
- これは単なる運用の問題であり、既存の JP ドメイン名登録者も当該サービスを受けられるようにすればよいだけではないか。確かに、不公平感は「これまで当該サービスを受けられなかった」(Trademark Claims 導入後の商標権登録者は、最初から当該サービスを受けられる)という点には生じ得るが、当該制度導入後は「これまで当該サービスを受けられなかった者」もサービスを受けることができるようにすることは運用上可能なのであるから、上記の不公平感を問題視するのは説得力に欠ける(新たな制度を導入する際に、制度導入前から存在していた者が逐一足を引っ張ることになるような理屈はおかしい)。
 - 上記理由付けについては、削除が相当である。

(2) Post-Delegation Dispute Resolution Procedure (PDDRP) について (資料 2(4))

- 資料 2(4)の「公的機関」というと、国家機関も想定されてしまうが、このような内容でよかったか?」とのコメントについて、「公的機関」という表現は、読む者に国家機関のみが該当機関であるという印象を与える可能性がある点で適切ではない。ここでは、公的機関であるというより、中立的に判断できる機関であるかどうか、すなわち、レジストリや商標権者等から中立的な立場で判断がなされることが確保された機関である点が重要である。
- 資料 2(4)の冒頭部分は、レジストリの適正な運用を継続的に行っているかという点について、

¹ 資料 2(2)の原文では、「新規に運用を開始すること」となっているが、これでは意味が通らない旨の指摘がなされ、「新規に運用を開始する gTLD」が正しい表現であることが確認されているので、本議事録においても修正後の表現で記載している。

中立的な機関が監督・是正していくことが望ましいという趣旨の一文であると思われる。したがって、その監督・是正の主体についてまで特段記載する必要はないのではないかと。

- 資料 2(4)の文章はやや入り組んでいるので整理したい。まず、「ICANN において多数の新 gTLD が承認され稼働してゆく過程では、複数の不良レジストリが出現するおそれがある」という問題意識を述べ、続けて、「本来、レジストリが適正な運用を継続的に行っているかという点について、上位機関が監督・是正していくことが望ましいが、・・・」という形でつなげるのはどうか。
- 監督・是正の主体を記載する必要はないように思われる。「本来、レジストリが適正な運用を継続的に行っているかという点について、監督・是正できることが望ましいが、・・・」という表現が適切である（この点について、特段異論は出されなかった。）。
- 結局、「. jp」のレジストリの運用についてチェックする機関はどうなっているか。
- 現状、JP ドメイン名管理業務移管契約において、JPNIC が当該役割を担う機関となる枠組みとなっている。

(3) その他

その他資料 2 記載の各表現につき、誤記の修正や表現上の微修正の確認がなされた。

2. 諮問事項(2)に対する答申(案)について(資料 3)

答申案について、表現上の微修正を除き、特段異論は出されなかった。

3. ゾーンファイルの公開に関する答申(案)について(資料 4)

上沼氏より、ゾーンファイルの公開に関する答申(案)(資料 4)の内容について説明がなされた。

なお、上記資料 4 は、第 4 回 2011 年度 DRP 検討委員会において上沼氏より提出された資料 6「ゾーンファイルの公開に関する答申(案)」につき、同委員会における議論を踏まえ、履歴付で修正がなされた資料である。

ゾーンファイルの公開に関する答申(案)(資料 4)については、ゾーンアクセスファイルの「公開」という表現につき、「第三者への提供」とするのがより適切な表現であるとの指摘がなされた(この指摘について、特段異論は出されなかった。)ほか、「2. ゾーンアクセスファイルの公開に対するドメイン登録者の意思」と「3. 規約改正後改めて同意を得る方法による対応の必要性」の関係が構成上分かりにくく、「3. 規約改正後改めて同意を得る方法による対応の必要性」の見出しを削除して、上記「2. ゾーンアクセスファイルの公開に対するドメイン登録者の意思」の記載に入れ込むのはどうかという提案がなされた。

これに対し、以下のとおり反論がなされた。すなわち、「2. ゾーンアクセスファイルの公開に対するドメイン登録者の意思」以下で記載される内容は、ドメイン名登録者の同意を得ることなくゾーンアクセスファイルを第三者へ提供することは許されない旨の議論を展開しているものである。他方、「3. 規約改正後改めて同意を得る方法による対応の必要性」以下で記載される内容は、ゾーンアクセスファイルを第三者へ提供することが許されるための方法があることを前提として、当該方法を実行する必要性についての議論を展開しているものであり、両者は議論のレベルが異なる旨の反論である。

以上の議論を踏まえ、結論として、資料 4 記載の構成が維持されることとなった。

4. JIPAC運営委員会からのJP-DRP手続規則改正要望事項の取扱いについて

丸山氏より、JIPAC運営委員会からのJP-DRP手続規則改正要望事項の取扱いについて、以下のとおり提案がなされた。

すなわち、JIPAC運営委員会からの要望事項として、JP-DRP手続規則の改正につき従前検討を行ってきたが、今期のDRP検討委員会では、2011年5月13日の理事会決定において外部からの要望に応答する権限を与えられていない。また、理事会からの諮問事項の中には、上記のような改正に対する検討は含まれていない。このため、丸山氏の判断で当該要望事項はDRP担当理事たる同氏が代わって受ける形とした上、その処理も同氏の責任において行う形式とし、これに関する検討結果はDRP検討委員会から理事会への答申には含めないこととしたい。

以上の点にき、特段異論は出されず、本委員会において了承された。

5. その他のJP-DRP手続規則の要改正事項について

JIPAC運営委員会から要望を受け、JP-DRP手続規則の改正を行うことに併せて、改正の必要性がある事項はないかという点について、以下のとおり議論がなされた。

(1) JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (ix) (2) について

改正前 JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 a 項 (ii) の「当該ドメイン名についての権利または正当な利益」との文言につき、「当該ドメイン名に関する権利または正当な利益」との文言に改正した際、併せて、JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (ix) (2) の「当該ドメイン名についての権利または正当な利益」との文言を「当該ドメイン名に関する権利または正当な利益」に改正すべきであったところ、当該改正がなされていない旨の指摘がなされた。なお、JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (ix) (2) の括弧書において、「上記(2)・・・については、処理方針の第 4 条 b 項、c 項に指摘されている点について言及しなければならない」旨規定されており、JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 b 項、c 項においては既に必要な改正がなされているので、実務上、混乱は生じていない旨の指摘も併せてなされた。

上記の点について、日本知的財産仲裁センターからの JP-DRP 手続規則改訂要請に伴う JP-DRP 手続規則の改正に際し、併せて改正することとなった。

(2) JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (xii) について

JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (xii) について、以下の理由により削除相当との意見が出された。

すなわち、同条項は UDRP 手続規則を翻訳してそのまま導入したものであるところ、UDRP は世界各地で手続が行われ裁判管轄が判然としていないため、合意管轄に関する規定をおくことに意味がある（レジストラの住所地とドメイン名登録者の住所地が国をまたぐことが起こり得るため、申立てにおいて、いずれかの住所地を選択させる必要性が高い。）。他方、JPDRP については、JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 k 項において、「合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする」旨の規定があるが、いずれにせよ日本国内で裁判手続が行われるので、民事訴訟法上の一般的な裁判管轄に関する規定等に従って管轄地を定めればよいので、JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (xii) には独自の存在意義がない

のではないかと意見である。

これに対し、JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 k 項 の文言及び JP-DRP 手続規則第 1 条 (f) の文言に鑑みれば、合意管轄裁判所として、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所のいずれかを申立書において選択する必要があり、そのことを定めた規定として、JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (xii) には意義があるのではないか等の疑問が呈された。

この点については、合意管轄についての解釈等に係る詳細な検討が必要となるため、JP-DRP 手続規則第 3 条 (b) (xii) の削除は、今回の日本知的財産仲裁センターからの JP-DRP 手続規則改正要請に伴う JP-DRP 手続規則の改正においては行わないという結論に達した。

6. その他

以上をもって、議事は終了し、2011 年度内の正式な委員会の開催は今回が最後となることが確認された。もっとも、検討すべき議題が生じた場合には、随時委員会が開催されることがある旨の確認もなされた。

11:20、委員長の早川氏により閉会された。

以上